

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日本たばこ産業株式会社		コード	2914
提出日	2020/2/26	異動(予定)日	2020/3/19	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案(再任)が付議されることに合わせ、社外役員の属性情報を更新するため。			
<input type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし
1	幸田 真音	社外取締役	○													○		有
2	渡邊 光一郎	社外取締役	○											○	○		訂正・変更	有
3	長嶋 由紀子	社外取締役	○											△				有
4	三村 亨	社外監査役											△					有
5	大林 宏	社外監査役	○													○		有
6	吉國 浩二	社外監査役	○											△			訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	<p>該当事項はありません。</p> <p>なお、幸田真音氏は、過去に日本放送協会の経営委員を務め、現在は株式会社日本取引所グループの社外取締役です。当社は双方との間に支払関係がありますが、これらの役職は業務執行者にあたらなことから、上表「役員の属性」に記載していません。双方への支払金額はそれぞれ当社の2019年度の連結売上収益の0.001%未満であり、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。また、日本放送協会に対する支払関係については、放送法に基づく交渉余地のない一定の受信料であり、事業取引に該当しないものです。</p>	<p>国際金融に関する高い識見及び政府等の審議会委員等を歴任された幅広い経験、並びに作家活動にて発揮されている深い洞察力及び客観的な視点を有していることから当社の社外取締役に適任であるとともに、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。</p>
2	<p>渡邊光一郎氏は第一生命保険株式会社及び第一生命ホールディングス株式会社の代表取締役会長です。第一生命保険株式会社は当社株式を保有していますが、その持株比率は1%未満です。当社と第一生命保険株式会社との間には年金の運用等の取引関係がありますが、その取引金額は当社の2019年度の連結売上収益の0.002%未満です。また、第一生命ホールディングス株式会社において、2019年6月より、過去に当社の取締役を務めた新貝康司氏が同社社外取締役に就任しておりますが、当社取締役を退任した2018年3月以降、当社の経営、業務執行への関与はありません。</p> <p>なお、渡邊光一郎氏は、一般社団法人日本経済団体連合会において副会長・理事を務めておりますが、業務執行者ではありません。当社は、同会との間に取引関係がありますが、その取引金額は当社の2019年度の連結売上収益の0.001%未満です。</p> <p>これらの関係は、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。</p>	<p>財務の健全性及び高い収益性を両立させる事業運営を長年に亘り牽引されてきた企業経営の経験、ガバナンス体制強化に関する豊富な経験及び資本市場を熟知した投資家視点からの幅広い知見を有していることから、当社の社外取締役に適任であるとともに、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。</p>
3	<p>長嶋由紀子氏は株式会社リクルートホールディングスの出身者であり、現在は、株式会社リクルートホールディングス及び株式会社リクルートにおいて常勤監査役を務めています。当社は、株式会社リクルートホールディングス、株式会社リクルート双方と採用等の取引関係がありますが、その取引金額は当社の2019年度の連結売上収益の0.02%未満であり、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。</p>	<p>事業創発や企業経営に深く携わってきた経験及び監査役としての経験、並びに経営と監査双方の立場により培われた高い識見を有していることから、当社の社外取締役に適任であるとともに、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。</p>
4	<p>三村亨氏は主要株主である財務省の出身者です。同氏は、右記の「選任の理由」に記載のとおり当社の社外監査役に適任であると判断しており、金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしております。なお、過去に財務省での勤務経験があることから、当社所定の独立性基準を踏まえ、独立役員には指定していません。(財務省の要職を退任してから、8年以上経っております。)</p> <p>また、同氏は、過去に株式会社エルテスの取締役を務めておりました。当社は同社との間にウェブ調査等の取引関係がありますが、同氏は業務執行を行っていなかったことから、上表「役員の属性」に記載していません。同社との取引金額は当社の2019年度の連結売上収益の0.001%未満です。</p>	<p>長年に亘る各省庁における幅広い領域での要職及び研究所理事長等としての豊富な経験を通じ、金融、グローバルなリスクマネジメント、地政学、企業法務等の幅広い知見を有していることから、不確実性が高い事業環境下における当社グループの実効的な監査に大きく寄与すると考え、当社の社外監査役に適任であると判断しております。</p>
5	<p>該当事項はありません。</p> <p>なお、大林宏氏は、三菱電機株式会社の社外取締役を務めております。当社は同社との間に取引関係がありますが、同氏は業務執行者ではないことから、上表「役員の属性」に記載していません。同社との取引金額は当社の2019年度の連結売上収益の0.001%未満であり、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。</p>	<p>法曹界における豊富な経験に加え、幅広い業界での社外役員としての経験、及びそれらに基づく高い識見を有していることから、当社の社外監査役に適任であるとともに、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。</p>
6	<p>吉國浩二氏は日本放送協会の出身者です。当社は、日本放送協会に対して、一定の受信料の支払を行っておりますが、放送法に基づく交渉余地のないものであり、事業取引に該当しないものです。その支払金額は当社の2019年度の連結売上収益の0.001%未満であり、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。</p>	<p>長年に亘るジャーナリズムで培われた政治・経済等の知見と、事業部門・間接部門全般に精通した経営の経験、及びそれらに基づく幅広い知見を有していることから、当社の社外監査役に適任であるとともに、一般の株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。</p>

4. 補足説明

金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、当社の取締役会において定めた「社外役員の独立性基準」は以下のとおりです。

以下に掲げる事項に該当しない者。

- 1 当社及び当社の関連会社並びに当社の兄弟会社に所属する者又は所属していた者
- 2 当社が主要株主である法人等の団体に所属する者
- 3 当社の主要株主又は当社の主要株主である法人等の団体に所属する者
- 4 当社の主要な取引先及び当社を主要な取引先とする者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 5 当社の主要な借入先その他の大口債権者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 6 当社の会計監査人又は会計参与である公認会計士もしくは監査法人に所属する者
- 7 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービスもしくはコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 8 当社から多額の寄付を受け取っている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 9 最近において上記2から8のいずれかに該当していた者
- 10 以下の各号に掲げる者の近親者
 - (1) 上記2から8に掲げる者（法人等の団体である場合は、当該団体において、重要な業務を執行する者）
 - (2) 当社及び当社の関連会社並びに当社の兄弟会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は従業員
 - (3) 最近において(1)又は(2)に該当していた者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。